

「コモン・ロー・マリッジ」略史

柴田敏夫

一 はじめに

- 二 ヨーロッパ大陸における史的沿革
- 三 イギリスにおける史的沿革
- 四 アメリカ合衆国における史的沿革
- 五 おわりに

一 はじめに

中世におけるゲルマン諸国の婚姻風俗をみると、新婚夫婦は、婚姻を形式的なものと考えていたようである。すなわち、自分達新婚夫婦と地域社会の人々との関係は、いわば婚姻の形式化・儀式化の対価として、証人の面前で一人して寝室に入ることによって、婚姻の成立を社会から承認されたのである。⁽¹⁾ ゲルマン諸国以外のヨーロッパ諸国では（大陸では

一五六三年のトレンント公会議以前、イングランドでは一七五三年の Lord Hardwicke's Act⁽¹⁾〔下〕「ハードウェイック法と称する以前」、婚姻の形式についての社会的要求は、全くといってよいほど存在しなかつた。⁽²⁾そこで本稿では、一定の形式を有しないにもかかわらず婚姻当事者と地域社会とを結びつけている、いわゆる形式を故意に欠落せしめている婚姻、「コモン・ロー・マリッジ」の歴史的発展を、ヨーロッパ大陸、イギリス、アメリカの三地域に限定して若干の考察をしてみたい。

そもそもコモン・ロー・マリッジとは、「婚姻の合意」と、それ以後に継続する「同棲」とを要素とする事実上の婚姻といわれている。⁽³⁾法的にみれば、これは婚姻締結能力のある男女間で、法もしくは慣習が要求する特別な形式での挙式をせず、単に夫婦の関係を結び同棲を継続するという「相互の同意」に基づく婚姻をいい、行政当局が直接に関与しうる余地のない婚姻である。⁽⁴⁾この結果、コモン・ロー・マリッジは、婚姻許可のない、あるいは記録の残らない婚姻といえよう。この婚姻を形式的に比較すると、日本の「内縁婚」ないし「事實婚」に酷似している。ただ、これは結果あるいは形式的な面からのみの比較であって、具体的形式過程・内容等については全く異なる点も多いと思われる。⁽⁵⁾歴史的にみて、いずれの社会においても「」のような男女の結びつきは存在していたであろうし、法律婚・届出婚を整備しても、この種の婚姻形式は今後もなくなる」とはないであろう。

アメリカ・イギリス両国においても事情はそう大きく変わらない。アメリカでは、コモン・ロー・マリッジ成立的一般要件として、「合意の存在」のうえに、婚姻両当事者の「同棲」を必要条件としている州もあるが、強いてそのよう形式を要求していない州では、コモン・ロー・マリッジの成立・有効要件として、一人が「(夫婦として、生涯、生活を共にするという)現時(在)の合意(Per verba de praesenti)を有する」とを挙げている。⁽⁷⁾これらの州にあっては、この「合意」のみが必要なのであって、「同棲」あるいはその他の「二人が結婚していることの表示」は何ら必要としていない。⁽⁸⁾他方、イギリスのコモン・ロー・マリッジは、一定の宗教的儀式を要求していかつたようであり、また制定法は、指導的とい

うよりは命令的にコモン・ロー・マリッジの廃止を求めていたようである。イギリスのコモン・ロー・マリッジを継受しているアメリカの州のうちには、コモン・ロー上有効に成立した婚姻は、婚姻の形態および儀式に関して州婚姻法が存在し、たとえそれが婚姻の成立に(?)のよつた規定をおこしても、州婚姻法上無効であることを明示していないかぎり有効であると考えられてくる。⁽¹²⁾

(1) Jean B. Brissaud, *History of French Private Law* (1968. Continental Legal History Series III.) p.102. ハの慣行は die Beilager ハント取る所トシ。邦訳語では「回縫式」ぬるこは「床入りの儀」ハシルガタ、廿世のケルマン諸国では、証人の面前で行なわれるが、ハキナヒは証人が寝室の中で衝立をざれんで待機し、新婚夫婦の回縫の完了を確認して親族に報告をするハシムアヒタヒル。また、Talmud (タルムード)、ヤハウヤユダヤ教の律法においては、婚約(結婚すべき、拘束力のある義務)をやる二方法のうちの一つは、「新婚夫婦が回縫した」ハシム、一定形式の言葉を参余者・親族等に告知する方法がある。

(2) Rev. H.N. Hutchinson, *Marriage Customs in Many Lands* (1800). 本書の英國おひベラントハム (11九五~三二一五頁)、ルイ・シエ (1111~111111頁)、ヘンリイ (11八一~11九四頁) の項をそれぞれ参照されたい。

(3) George L. Clark, *Domestic Relations* (3rd ed.), p.5.

(4) 県・郡・市・町といった行政当局だ、したがって当事者の合意について関与しえないし、また関与する必要もなし。かれに、その合意を記録する義務もなし、当事者の婚姻資格(なしし締約能力)をチェックする機会・機能も行政当局は有しなじるといふ。

(5) わが国の「内縁」については、高梨公之『日本婚姻法論』、太田武男「内縁の研究」、同「現代の内縁問題～シンポジウム～」(『ジャーナル』四六七号)、大原長和「内縁の概念」(家族法大系II)、黒木三郎「婚姻の成立と内縁」(青山道夫教授還暦記念『家族の法社会学』)、明山和夫「内縁の成立に関する一考察」(家庭裁判月報一一卷二二号)、川井健「内縁の保護」(現代家族法大系2)など、多数の文献・資料がみられる。内縁自体の法的性格や位置づけはむちろん、それらから派生する身分的・財産的問題を扱った文献など、貴重なものが多くみられる。しかし、比較法的に扱ったものは少なく、身分法・家族法の特質を示している。その他の文献については、太田武男編『家族法判例・文献集成』(正・続)を参照のこと。

(6) アメリカにおいて、「合意」のほかに両者の「同棲」を成立要件としている州には、カンサス・コロラド・テキサス・ミシガン・アイオワ・インディアナ・オハイオの各州がある。

(7) *Meister v. Moore*, 96 U.S. 76, 24 L. Ed. 826 (1878).

(8) 前記注(6)の諸州と異なり、「現在の合意」のみで婚姻の成立を認める州もある。たとえば、フロリダ・モンタナ・ワシントンなどの各州である。モンタナ州では、ここで触れているコモン・ロー・マリッシュと同形態のものと思われる、いわば「合意婚」というべき形の婚姻を認めている。されば、一人の合意に基いても、しかもその合意のみで成立・完成する婚姻契約を指してくるようである。が、統計上の問題もあるのか、この合意のほかに、当事者二人の氏名・住所・年齢など一定の要件を、担当の係官に申述するなどを求められている。この要件は命令的ないし強行法的効力を付与されていないため、たとえこの手続を経なくとも「合意婚」の有効性に影響はないといわれる。このよんな点について、モンタナ州で成立した「合意婚」が、アイダホ州で有効性を有するか否か判決された事件が好例といえ。Morrison v. Sunshine Mining Co., 64 Idaho 6, 2nd 766 (1942).

(9) 中世ヨーロッパにおいては、一般に宗教的形式によらない婚姻が行なわれていた。教会は、二人の誓約の監視人としての立場から、婚姻意思の確認をし、教会の典礼定式書に則ってその意思を公けにすると、こう機能・役割を果たしたのみである。当時(14世紀頃)の教会法では、婚姻は形式的儀式を必要としない民事的契約であり、「現在の言葉による」(*Per verba de presenti—I take you as my wife [or husband]*) 契約によって成立し、「同棲」による婚姻の完成を必要としなかった。既事法上の契約により、法律上当然に有効となる婚姻が成立したのである。この教会法の原則は、一五六三年(会議最終年)のヘンリー会議で廃止され、婚姻の合意は、資格を有する主任司祭と、少なくとも一人以上の証人の面前で交換されることをやめられた。しかし、このトレント会議での決議結果はイギリスでは採用されず、その方針をローマ・カトリック教会も承認したため、イギリスでは、婚姻関係を創出するための儀式は不要という原則が確立された。だが、この原則も、一八四三年の *Regina v. Mills* (10 Cl. & Fin. 534; 8 Eng. Rep. 844) の判決と、その後の立法的措置——ハーディック法の制定——で意義を失った。

(10) アメリカ建国時代の植民地では、当事者の合意のみによる婚姻の成立・承認を正当化しなければならない理由があった。すなわち、その当時の婦人はほとんど生計の手段をもっていないなかだったので、自分の生存を全うするには結婚するなどが、社会的必要条件の一つでもあった。加えて、植民地生活のやまやまな物理的困難のために、独身でいるよりも結婚して一人で助けあ

つて生きていくほうが、障害をのり超えるにしても容易ではなかつただろうか。しかも、婚姻許可証を発行し挙式の権限をもつ役人のところへ行くのが困難なことも、このような婚姻が、法定要件を充足せざとも有効であるとの根拠・理由となつたようである。

二 ヨーロッパ大陸における史的沿革

ヨーロッパ大陸における婚姻関係の最初の統一法は、ローマ・カトリック教会から広布された「教会法」であつた。この教会法以前の婚姻関係法は、他の法分野におけると同様、地域的な慣習や自治法規にその基盤をおいていた。⁽¹⁾

教会法広布の頃、教会は、婚姻につきどのような考え方をもつていたのであらうか。すなわち、合理的・打算的な利害關係に立つ「財産取引契約」と同じように、「教会（＝神）との契約」と考えていたのであらうか。あるいはカトリックのサクラメント（秘蹟）であると同時に、契約的性質をも併有すると考えていたのであらうか。実は、そのいずれであるのかは不明であり、その判定・判断をめぐつて議論の余地のあるところとされてきた。両説の代表的な学者の見解を示してみよう。たとえば、フランスの法史学者J・B・ブリソーは次のように述べている。「ローマ教会は、一〇世紀初頭の頃、婚姻をサクラメントであると考えていた」と。⁽²⁾これに対し、アメリカの歴史学者であるチルトン・L・パウエルは、「婚姻は、フローレンス会議（一四三九年）まではサクラメントではなかつたと考えられる」といつている。⁽³⁾このように、婚姻の性質の何たるかをめぐつて、学者間でも見解の対立がみられる。

では、いざれが妥当な見解といえるのか、当時の契約意識との関係を若干考察してみよう。

まず、初期のローマ・カトリック教会が婚姻をサクラメントと考えていたかどうかである。すなわち、ローマ・カトリック教会の教則⁽⁴⁾（典礼定式書）に基づいて作成され婚姻関係をその中に規定している教会法が、カトリック教徒の婚姻につ

る、単に指導的な地位に甘んじていたかどうかである。しかし、当初は婚姻との結びつきにあまり深入りをしていなかつたのも事実である。そのために教会法は、この点では指導的なものであったため、世俗法の要求する要件を充足して結ばれた契約であることを立証されれば、教会としてもその婚姻を有効とみなしした。⁽⁵⁾この時代、ほとんどのヨーロッパ大陸諸国で要求されていた世俗法上の要件といえば、婚姻当事者の契約的合意のみであった。

この初期教会法は、一一世紀後半になって、ペーター・ロムバールによつて修正を加えられた。即ち、彼は、創立あるないペリ大学教授の要職にあり、のちに司教に転じた人である。ロムバールはまた、*Per verba du futuro cum copula* (—I shall take you as my wife [or husband] 交接を伴つた、将来婚姻をするところの合意) という婚姻成立要件について多くの用例・慣行を考究の末、*Per verba du futuro cum copula* に対し、前述の *Per verba de praesenti* による著名なロマン・ロー・マリッジの成立要件を造出した学者である。⁽⁶⁾

この説によると、当事者間の契約的合意は、それが現在形で用いられていれば有効な婚姻の成立とみなされる。もし、その合意が、用語として未来形の形で表示されている場合には、婚姻関係が創設される以前に、二人の間に性的関係の存在する」とを要するという趣旨である。ところが、従来の要件に対する P・ロムバールの修正については、疑問を呈する向きも多い。たとえば、イギリスの著名な法学者であるサー・F・ボロックや E・W・メイトランドは、「恋愛関係にある相思相愛の当事者のみが、『結婚しよう』との内容を示す、 "I do." と "I will." の両者の微妙な差をもつとも確實に区別しうる人といえる」と、指摘している。⁽⁷⁾これは、表現は平易であるが、ロムバールの行なつた区別の広範な受容力に驚きを示すとともに、他人はその区別を理解するとは困難であるという痛烈な批判を加えたものである。ボロック達と同様の批判をマルチン・ルターも行なつて いる。⁽⁸⁾

このように、ロムバールの修正に対して各界から批判が加えられたが、一起、*Per verba de praesenti* や *Per verba du*

futuro cum copula との区別は一一世紀後半にはより明確化され、後に至り婚姻をサクラメントと考える教会によつて受け入れられたであろうことは容易に理解できる。しかも、こんにちでもこの区別を裁判上採用しているところもある。⁽¹⁰⁾

形式を問わない（すなわち、コモン・ロー的）婚姻の容認に関する教会の当初の見解は、全く世俗的な契約意識に依存していたことは前に触れた。一一世紀頃には、各地の教会が婚姻の儀式につきそもそも形式を考案し発展させたが、それは、形式化されずかつ神の祝福も得られない男女の結びつきも婚姻と認めざるを得ないことをも明確化した。⁽¹¹⁾ すなわち、この時にローマ法皇の地位にあつたアレクサンダー二世（在位一一五九～八一年）は、原初的なコモン・ロー・マリッジに賛意を示して、教会の厳格な規則・慣行に従つた婚姻を要求する教会関係者の主張を一時的にせよ退けた。⁽¹²⁾ しかし、一一世紀の半ば頃からその権力と影響力を増大させてきたローマ・カトリック教会は、それを機会に信者に対して、教会で、教会の儀式に即して挙式を行なうよう、徐々にではあるが厳しい要求を出しはじめていた。⁽¹³⁾ 合意だけで成立しうる婚姻を認めることは、教会にとって信者との関係がより薄れることになり、ひいては教会による支配体制に轍が入ることになる。そこで、体制強化の一手段として、まず社会の基本的かつ中核的単位である、「夫婦の契り（＝婚姻）」に関与しはじめたものと思料される。為政者が、その統治にあたり、家族関係にその変革を求める統治しやすいように仕向けるのは、そのよく用いる手段だからである。

ところで、前述したように、法皇アレクサンダー二世のコモン・ロー・マリッジ容認の見解が示されたため、各地教会の目論見は一時的に頓挫したかにみえた。しかし、一一〇〇年にランベス（Lambeth）で開かれた会議で、ヒュー・バーント・ウォルター大司教は法皇のそのような見解に反発するがごとく、「教会での挙式」に関する正式型態として、三回にわたる「婚姻予告制度」の採用を提案した。⁽¹⁴⁾ その五年後、一一一五年の第四回ラテラン会議において、法王インノケンティウス三世（在位一一九八～一二一六年）は、「『教会において挙式される』すべての婚姻がいまだ『指導的』なものであつて

『命令的』なものでない間は、教会の要求する方法で挙式・婚姻しない人々は、ただ批判・非難されるにすぎない」と言明した。⁽¹⁵⁾しかし、挙式につき「命令的」なものとするには至らなかつた。

その後、一五四五五年にトレンント会議が開催され、その閉会年（一五六三年）に「婚姻法改正の勅令」が出されており、それにはヨーロッパ大陸におけるコモン・ロー・マリッジの終焉が明確にうたわれていた。⁽¹⁶⁾すなわち、婚姻が聖俗ともに有効であるためには、「婚姻予告の公示」後に、主任司祭 および二人以上の証人の面前でそれが完成されることを要求されるようになり、婚姻に関する教会法は「指導的」なものから「命令的」なものへと変身を遂げたのである。⁽¹⁷⁾その結果、「勅令」で要求された方式以外の婚姻を挙行しようとする者は、信者であれば教会会議でその婚姻の不承認を宣せられ、婚姻は無効あるいは取り消しひぐれるものとされた。⁽¹⁸⁾

このようにしてコモン・ロー・マリッジは、ヨーロッパ大陸諸国においては、制度的に終焉を迎えたことになる。そして、ヨーロッパ大陸で最初の憲法となる一七九一年一月七日のフランス憲法（九一年憲法）は、婚姻は民事法的契約そのものであることを確認し、行政庁が婚姻成立（届出）の登録をファイルする⁽¹⁹⁾ことによって有効とするよう要求した。

(1) Jean B. Brissaud, *History of French Private Law*, p.88. また、ドイツの慣習法は、婚姻を両「家族間」の契約としていた。

(2) J.B. Brissaud, *ibid.*, p.106.

(3) Chilton L. Powell, *English Domestic Relations*, p.2.

(4) E.I. Johnson, *Family Law* (2nd ed.), p.1. 教会の正統立派で、神の祝福を受けた婚姻の儀式を執り行なうのが正規のペタイヤドねえ、この方針を履んだ婚姻が正統のめのであればいい。

(5) J.B. Brissaud, *ibid.*, p.106.

(6) ドイツのおぬ州では、10世紀以後教會法の全面的取扱い die Beilager (同義式) なる慣行は継続してゐた。(1) 参照。

(7) Ed. by H.A.L. Fisher, *The collected papers of Frederic William Maitland*, vol III, p.92. George Elliott Howard,

A History of Matrimonial Institutions, vol. 1, pp.304~306.

を、当事者を結ぶつかる役割を担う専任の教区司祭によつて、教会内で公示⁽¹⁾三回知照わね。G.E. Howard, *ibid.*, vol. 1, p. 351.

(18) E.L. Johnson, *ibid* (2nd ed.) pp. 35~37.

(19) J.B. Brissaud, *ibid.*, p. 109. 野田良之「ハラハス法概観(4)」長三三頁。

III イギリスにおける史的沿革

イギリス、⁽²⁾ ハンブリンクランドにおいては、教会は早くから婚姻に對して影響力を有し効果（宗教的効果）をもつようになつた。一一世紀は、熱心なキリスト教徒であるクヌート王の治世下にあつたが、イングランドでは司教が姦通事件の裁判まで手がけていたのである。⁽³⁾ イギリスを征服したウィリアム公は、後に、教会による裁判（=教会裁判所）と法による裁判（=司法裁判所）とを区分した。一一世紀頃には、教会裁判所は婚姻に関するあらゆる紛争を排他的に管轄内に收めるようになつた。初期の教会法は、トレント会議に先立つて大陸で発展した法としてイギリスでは受け容れられた。ところで、一五六三年のトレント会議の決議が、婚姻の合意は、正規の権限ある牧師と二人以上の証人との面前で交換されるとを要すると言ふと、大陸諸国は、從来から存在していたコモン・ロー・マリッジを廃止したのである。しかし、ハの決議は、ローマ・カトリック諸国では採用されたが、これとは別の教会組織をもつていたイギリスでは採用されず、効果をあげられなかつた。したがつて、イギリスでは一五六三年のトレント会議以後もコモン・ロー・マリッジは存続した。⁽⁴⁾ イギリスにおけるコモン・ロー・マリッジの終局は、全く偶然に生じたといえる。それは、トレント会議からちょうど一九〇年後の一七五三年に制定されたハードウイック法が、コモン・ロー・マリッジを非合法のものにしたと考へられてゐる。ところが、ハのハードウイック法の本来の制定趣旨は、ハのコモン・ロー・マリッジを非合法化するためのものではなく、當時イギリスにおける国家的恥辱とそれでいて、いわゆる「ハリート・マリッジ」を禁止する」となつた。

ロンドンのフリート河畔にあつたといわれるフリート監獄の所長であつたジョン・ガイインヘムは、一七〇九年から一七四〇年にかけての三一年間に、二六、〇〇〇組（年平均一、一六一組）の「フリート・マリッジ」を挙行した。⁽⁵⁾しかし年平均の数字は、一年間に平均一、一九〇組の「フリート・マリッジ」を執り行なつたキース(Keith)という人物によつて破られるまで、記録となつていた。⁽⁶⁾

ところで、ハードウイック法は、婚姻そのものが有効であるためには、挙式に先立つて連續して三回、日曜日のミサ⁽⁷⁾とに、婚姻予告が司祭により公示され信者によつて異議なしと判断されたのち、英國国教会の礼拝式に即して、国教会の牧師の司式で執り行なわることを要すると定めていた。また同法は、教区教会備付の婚姻登録簿に正式に記載される」とを要求し、この登録簿に虚偽の記載をした者は、一四年の流罪という重罰を科せられた。⁽⁸⁾

ハードウイック卿の提出したこの法案は、名目上、「フリート・マリッジ」を廃止することにあつたが、単に「フリート・マリッジ」のみを廃止するという目的だけではなくことは、法案審議にあたつた議員の多くに理解されていたともいわれる。法案通過の結果、実際に、コモン・ロー・マリッジも含めてすべての不法な婚姻は法律上廃止された。しかし、その法では、有産階級に属する熱心な国教徒たちに支持されていた婚姻形式は除外されていた。その当時の正式な婚姻は費用がかかりすぎ、かつ手間のかかるものであった。⁽⁹⁾

多くの議員は、この法案の審議で賛成に傾いていたが、その中でウォルポール卿は、その法案の効果が一部の者の利益を図つていたり、また、さほど目くじら立てずともよい婚姻形式を厳格に扱つたりするなどの不公正な点があることに気づき、猛反対をした。⁽¹⁰⁾後年、ハードウイック卿の伝記を書いたフィリップ・ヨークは、その法案が成立に至るまでに数々の受難・反対を受けたことを生々しく書いている。ハードウイック卿は、法案を提出するに至つた自分の考えを、まず消極的に反対している議員諸侯に説き、さらに、一部の積極的反対論者をも説き伏せ、彼らの賛同を得てやつと通過させ、

念願の法は陽の日をみた。

このハードウイック法は、一七五四年二月一六日から施行された。その日以後、この法に従つて挙行されなかつた婚姻は、いかなるものも法律上無効とされた。このよふな違法な婚姻を同式した同祭は、国王の農園で一四年間の労役を課されるという罰を受けた。⁽¹¹⁾

このようにして、「ハリート・マリッジ」が廃止されるのを見越して、この種の登録のかけ込みがみられ、ある「ハリート・マリッジ」登録所では、法施行日の前日（二月十五日）だけで一一七組の登録がなされた。⁽¹²⁾ 紛余曲折を経て成立したハードウイック法は、イングランドでのみ適用されるところ制限がつけられたため、ノルマン境を接するスコットランドでは適用されなかつた。その結果、スコットランド側の国境の町グレトナ・グリーン（現グレトナ）は、婚姻をのぞんでいるが、ハードウイック法に基づく費用と時間のかかるまた要件の厳しい婚姻をのぞまない人々の避難所となつた。しかもイングランド・スコットランドとの協定で、スコットランドで挙行された婚姻は、イングランドでも有効とされていた。したがつて、グレトナ・グリーンでの婚姻は、夫婦となる契約的合意があればどのような形式のものでもよく、また、それがには村の鍛冶屋が証人になつた場合もあるといふ。

(1) Pollock & Maitland, *The History of English Law*, Vol. II, 2nd. ed., p.372 以下。

(2) ハードウイック法施行直前までの、イギリスにおけるノルマン・ロー・マリッジの正確な情況に関しては不分明な点が多く、ロマン・ローに関する諸文献の中から探り出かといふのが実情に近い。が今日、当時の資料が少數ではあるが発見されたと聞くべ。ロマン・ロー・マリッジの実情が明らかだと思われる由が近いようと思われる。

(3) ハードウイック法は俗称で、正式な名は 26 George III c.33. と称される。ハードウイック法は 1753 年に制定の法律第三三号であるの意味である。

(4) Philip C. Yorke (1722~1770), *The Life and Correspondence of Lord Hardwicke*, p.58. (1913). 「……ハードウイック法は、青年が、心身ともに健康状態あるとは脅迫による威嚇状態で結果の重大性を適切に考慮せず、性急に不適切な内密の

結婚を成立せしむ、いわゆる『フリート・マリッジ』から生ずる異常なほどの費用を抑止すべく可決された。フリート・マリッジは、おもなに当事者にとって後悔のタネとなるのだが、それにまき込まれた人々の変わりはてた姿を証明することとなつた。すなわち、彼らは、後日そのような婚姻が明らかに出た場合に家族全員の幸福や法的地位を不安に晒せられるために、秘密保持を余儀なくされた。そのため、登録書類は、偽造せれたり、ふれには当事者の便宜をはかつて日付をずらしたり、また、書類の売買・分散・廃棄といつだんとも行なわれた。」

- (5) Yorke, *ibid.*, p.58.
- (6) Koegel, *Common Law Marriage*, p.30.
- (7) Yorke, *ibid.*, p.60.
- (8) Rev. H.N. Hutchinson, *Marriage Customs in Many Lands*, p.300 (1897). 正式な儀式の複雑さと多額の費用は、ハーモニカ・マッチ法制定以前のロマン・ロー・マリッジの流行に対する一つの理由になつてゐたことがうかがえる。日数は二日～三日間続か、その間に晩餐会、ダンス、ゲーム（特に軽い接触をするような）、戸外でのスポーツ、演奏、仮装などの催しが行なわれる。最後に、花婿・花嫁によつて、彼らの最も親しい友人に対して寝室で接見が行なわれ、それを受けながら新婚夫婦は「マッチ入る。」のよつた多彩な催しなど全て挙行する。当時の価値で最低でも1100ポンドはかかるところ。
- (9) G.E. Howard, *A History of Matrimonial Institution*, vol.1, p.449., p.457. ハリジの説明をみると、ウォルポール卿は、ハーモニカ・マッチ卿の提出した法案に對し、手厳しい論陣を張つて反論したようである。
- (10) ハーモニカ・マッチ卿は、本名をフライリップ・ヨークといい、彼は、弁護士事務所で経験を積んだのか、一七一五年に弁護士の資格を得た。その後、急速な昇進を続け、一七三三年にはKing's Bench の裁判長となり、四年後は大法官に、そして一七五四年には伯爵に叙せられてゐる。ハーモニカ・マッチ伯とよばれており、一七六一今まで内閣のメンバーでもあつた。「ハーモニカ・マッチ卿の生涯と書簡集」が一男によつて残されてゐる。生没年は一六九〇年～一七六四年である。
- (11) 本文中に名の出でたキースは、法施行の前日までにフリート・マリッジを完了せしめ、結局、施行日にも行なつたため逮捕され、一年間の懲役を科せられてゐる。
- (12) S.J. Stein, "Common Law marriage", *Journal of Family Law*, vol.9, p.276.
- (13) Dalrymple v. Dalrymple, (*Haggard's Consistory Reports*, vol.2, p.54; *English Reports* vol.161, p.665). ベニアントラハーモニカ・マッチ、一九四〇年あたりのような婚姻形態が残つてゐた。G.E. Howard, *ibid.*, vol.1., p.473, note.2.

四 アメリカ合衆国における史的沿革

植民地時代のアメリカの州議会の中には、最初、ある男女間の結婚が、ある一定の婚姻の儀式に従つて挙行されたものであることを保障するためにあらゆる努力を払わねばならなかつたようである。⁽¹⁾ 移住民の中に女性の数は少なく、特に適齢期の女性は少なかつたといふ。その地に定着し新生活を踏み出すには、男女両性の協力が必要となり、青年男性と年配の女性との結びつきも往々にしてみられた。中には母子ほども年の違う結びつきもあつたとされる。

新天地を開拓するにはどうしても人手が必要であり、共同作業も必然である。子孫の繁栄もそのためには必須の条件となる。劣悪な衛生状態や医療体制・設備も不充分な下では、乳幼児の死亡率も高いし、病気やケガ等による死亡も多かつた。このような環境の下で、自分の母国のような厳格な要件での婚姻はそう簡単に承継しうるものではない。そこで各植民地州議会とも、母国における宗教的色彩を残しつつ、新しい要素を取り入れることに多大な努力を払つたのである。この努力の跡が残されている資料もいくつか発見されている。たとえば、コネチカット州の一六五〇年法などは、ヨーロッパ大陸における婚姻予告制度のアメリカ大陸版ともいえる最初のものを規定している。⁽²⁾ 同州法はまた、地方長官あるいは治安判事のみが婚姻を完成しうることを要求している。⁽³⁾ ニュー・ハンプシャー州やメリーランド州も、それぞれ婚姻意思の表明に関する規定を有し、地方長官あるいは治安判事が婚姻を完成させうることを定めている。⁽⁴⁾

一六六〇年代初期に立法されたヴァージニア植民地法では、婚姻はイングランド本国法に従つて地方長官によつてのみ完成されるほか、すべての婚姻は、宗教的儀式を経ているもの以外、法的に有効とは認めない趣旨の規定を有していた。⁽⁵⁾ 当時のジョージア州やノース・カロライナ州も同様の規定をおいていたようである。

このような法に基づいて形成されてきた初期のアメリカ判例法は、成文法による制限のない場合は、次に述べるような

一一〇の意見の対立する方向へと展開された。

一一〇の見解——これは少数意見なのであるが——は、マサチューセッツ州の先例の一つとされる Mangue v. Mangue 事件(1801)において示されている。⁽⁶⁾この事件は三人の判事が審理にあたつたが、その中の一人だけがコモン・ロー・マリッジの法的要件を充足するものとし、残りの一判事はコモン・ロー・マリッジとして認めるに充分なコモン・ロー上の原則は存在しないと判断し、結果的にコモン・ロー・マリッジの成立を認めなかつた。この見解は、この種の先例として著名な Milford v. Worcester 事件⁽⁷⁾で、再度の展開をみる。この事件において判事は、Reed v. Passer, Peakes 事件および Moris v. Miller⁽⁸⁾事件の両判決を引用して、ハードウェック法以前は、コモン・ローは、コモン・ロー・マリッジを単に契約的なふは認めていなかつた、と判示した。その結果、Milford v. Worcester 事件における原告たる妻は、結局、コモン・ロー・マリッジの成立はなかつたものとの判決を得るに至つた。⁽⁹⁾

次に第一〇の見解をみてみよう。アメリカでは、この種の事件の判断に際して、大多数の判決が Fenton v. Reed 事件に依拠している。⁽¹⁰⁾ただ、この事件に対してもされた判決には、その理由は不明であるが、担当判事の署名が眞跡らず、何といふ名の判事かは不明である。しかし、学者達の探索の効果もあって、当時の大法官であったケント判事ではないかといわれている。⁽¹¹⁾

Fenton v. Reed 事件は、次のよつた概要の事件である。Elizabeth Reed は、自分の夫として申し立てた William Reed が会員となつてゐる Provident Association に扶養料を請求した。彼らが協会側は、両親(Elizabeth & William)の間にコモン・ロー・マリッジは成立しないといし、扶養料の支払ふを拒否した。彼らは Elizabeth Reed が詐欺を提起したのである。Elizabeth は、やむを得ず John Guest と結婚していくが、一七八五年に彼が行方不明となり、一七九一年に、彼が死亡したという風の便りを聞いたので、その年に William Reed と再婚した。彼らが再婚後まもなく、前の夫

Guest が当州に帰還し、一八〇〇年六月に死亡するまでソリに生活していた。しかし Guest は Elizabeth の生活を再び求めるハシムなかつたので、Elizabeth も William も特に生活上の問題は起きたなかつた。一七九一年当時も、Guest 死亡時以後も、新たな婚姻の儀式もやが、一八〇六年 William が死亡するまで一緒に暮らして、いたという事情が背景にみられる。⁽¹²⁾

ハのよつた情況の下で、衡平法裁判所（大法官裁判所）の長官であり大法官だつたケント判事は、Guest が生存中は、Elizabeth も William との婚姻は、前夫の生還により当然に無効であるが、前夫死亡後は、そのロマン・ロー・マリッジは有効に成立してゐるとした。⁽¹³⁾

「現在の婚姻する意思」でなわれた婚姻の合意が、教会で行なわれた婚姻と同様の効力を有するハシムを認めるための根拠として、ケント判事は、Reed v. Passer, Peakes 事件および Morris v. Miller 事件の判決を引用しているが、実は、ハの両事件の判決は、反対の結論を導いているのである。それゆえに、事件の性格、具体的的事実関係、判決理由、論旨の展開・構成、わらにはそれらの妥当性について充分な研究・検討がなされていないのに、その両事件の結論を安易に引用してはいるハシムといふ、批判されている。かなわぬ、Fenton v. Reed 事件と両事件、わらには両事件そのものも、同種・同質の事件ではないのだといふ点からである。Morris v. Miller 事件は不貞行為事件であり、ハの種の事件では、同棲をし、同姓を名告り、相手方男性の妻として周囲の皆からの承認されているというだけでは、婚姻成立のための付随事実の立証としては不充分であると裁判所は判断しているからである。⁽¹⁴⁾

Reed v. Passer, Peakes 事件における、トニヤン卿は、アリート監獄の所長による登録は、婚姻の証拠としては採用であつたとしたが、そのような儀式を経てはるといふ証明は、一応有効な儀式婚の成立の推定を生ずるといふ判断もしている。かくニトニヤン卿は、儀式を成立要件とするまでもなく、「現在の婚姻をする意思」の合致さえあればよい旨を、自

分の見解の最後で強調的に付言している。⁽¹⁶⁾

また、ケント判事の意見を支える判決例の一つに *Collins v. Jessop* 事件がある。これは一六六九年の判決であるが、この判決理由の中に、婚姻が *Per verba de praesenti*（現在の婚姻する意思）によりなされたのであれば、その婚姻は、夫婦自身でも解消する「*レバ*」でもない現実の婚姻であるとの文言がみられ、これを根拠として、ケントは判決を下したと思われる。⁽¹⁷⁾

このように、*Fenton v. Reed* 事件の先例とされた両事件がほんのり役に立たない、すなわち先例として不適であることが判明した」となる。この結果、*Milford v. Worcester* 事件の判決は、*Fenton v. Reed* 事件の判決と比較すれば、より妥当な根拠を有すると見える。ところのせ、*Milford v. Worcester* 事件においては、裁判所が強調した「婚姻の儀式は命令的 (mandatory) なものであって指導的 (directory) なものではない」という根拠に関して、すでに制定法が存在していたからである。しかし、この両事件は類似点もみられる。すなまむ、*Fenton v. Reed* 事件におけるケント判事は、判決の中で判事自身の自由な見解・意見を表明していくし、まだ、*Milford v. Worcester* 事件における担当裁判官の多数意見にも、私的見解の部分が多くみられるといつて、当時の裁判官は、前例（先例）尊重を心がけながらも、自分の自由な意見を判決の上で明らかにすることを避ける態度は少なかつたのではないかと思われる。中には、好んでそれを表明する人もいたようである。たとえば、⁽¹⁸⁾

「ところで、若い女性の面目からすれば、司法行政官の手によって結婚式を挙行する」とを強く求めるのは当然の「*レバ*」であり、さらに、神の意図（思し召し）に適っているが人法によって非難されているといって、結婚につき、無駄口・くらげ口をたたく男を嫌悪する「*レバ*」であろう。……」⁽²⁰⁾

というような例もある。

」のように、事例の性質・内容等の相異に加えて、判事の私的見解が相当加えられている判決を先例する」とは、その当時もやはり好ましいものとは思われていなかつたようである。しかし、判決に不備・欠点をもつ Fenton v. Reed 事件は、どのような理由でか不明であるが、その後、まもなくオハイオ州⁽²¹⁾、ペンシルヴュニア州⁽²²⁾、ニューヨーク州⁽²³⁾（一時期）、ケンタッキー州⁽²⁴⁾、ミシガン州等において、採用された。やがて、連邦最高裁判所は、一七五二年以前の、イングランドにおけるコモン・ロー・マリッジの問題を再考する機会を与えられた。それは、Meister v. Moore 事件においてであった。⁽²⁵⁾この事件は、一八七七年にミシガン州法の下、ストロング判事によつて裁かれたものである。事実概要是、Mowry という男性が、Mary というインディアンの女性と、ミシガン州法の定める儀式と異なる方式で挙式をした。しかし、その儀式は、「現在の婚姻する意思」という合意を暗に構成するものであった。これにつき判断を求められた連邦最高裁判所は、イギリスのコモン・ローに根拠を求めず、その決定の根拠を、一八七八年頃までには充分な発達を遂げてきていたと認められるアメリカ自身のコモン・ローに求めた。⁽²⁶⁾

かくして、連邦最高裁判所は、「現在の婚姻する意思」の合致による（婚姻）契約は、一般にコモン・ロー上のものであることを確認し、制定法が、その契約から生ずる種々の権利・効果を都合によつて奪取するためには、制定法の規定内容が「命令的」であることを要し、単なる「……」とを得」というような、いわば当事者に選択的余地を残すような「指導的」なものであつてはならない」とを明示したのである。」の結果、全米各州では、コモン・ロー・マリッジがその州内で完成される（すなわち、成立する）のを禁ずる、いわゆる「命令的」な制定法の立法化を考えはじめたのである。

(1) G.E. Howard, *A History of Matrimonial Institution*, vol. 3, p.170. 不破勝敏夫「米国のコモン・ロー・マリッジ」一一頁。

(2) 婚姻契約を結ぼうと意図している者は誰でも、彼らの決意が、そのような契約の成立前少なくとも八日間、数カ所の公的場所で公表される「婚姻契約」の原因となるであろう」とが命ぜられ、それによって彼ら二人は、お互に婚約したことになる。

- (3) G.E. Howard, *ibid.*, vol., p.135. 不破勝、前掲書、六六頁。
- (4) 同時、リニー・ベンダルは「離婚された」といふのは、婚姻に対する態度は、シヤンクはほぼ同じようだものであつたといふが、前記 Howard の文獻及び Rev. H.N. Hutchinson の専界の婚姻儀式に関する文獻等によるとかがえる。
- (5) G.E. Howard, *ibid.*, vol.3, p.172.
- (6) Mangue v. Mangue. 1 Mass. 240 (1801). ハイの事件の概要是、次のようだ。1組の男女が、夫婦として相互に伴侶いたるに合意し、しかも相互に妻あるいは夫となる誓を表示して、併しに治安判事の面前で書類に署名した。その後、ハイの婚姻は成立して、ながらたと主張する夫に対し、妻が「離婚訴訟」を提起したという事件である。婚姻不成立の理由と闇してな詮細じなわからぬが、治安判事の資格を理由としているようである。
- (7) これより(6)と同様の事件であると思われるが、古い事件のため、今日ではあまり問題とも思っていないようであり、事実関係についての詳細は不分明である。しかし、数種の文献を総合して判断した上では、次のよろな内容と思われる。資格の点や、担当する人物を拒否した治安判事の前で、その男女は結婚するの「現在の意思」を交換した。民事婚が正式に成立しないこと、「現在の婚姻する意思」の合致によりカラン・ロー・リッジが成立してしまひ、後年に至り、婚姻の成否が解決の基準となるべきな問題が発生し、その結果、解決のため町の妻が訴を提起したのである(後出(9)を参照のこと)。
- (8) ハイの事件については18世紀後半に判決された事件の一つ、Reed v. Passer, Peakes 事件は巡回陪審判決集111卷に、Morris v. Miller 事件についても、ヨーロッパ判例集四巻に載せられていふが、直接やれいの文献資料にあたるハシビロコトナガ。の一つ、ショターハンによれば[同事件は反対の結論に達してしまひ] ("Common Law Marriage" *Journal of Family Law* Vol.9, p.278)。
- (9) ハイの事件において、妻が居住していたマサチューセッツ州ミルフォード (市) が、妻の夫の死後、同州でミルフォードより北西に位置するチャーチスター (町) を相手に、夫の生存中は夫が妻を扶養すべき血をめぐら訴えた事件である。
- (10) G.E. Howard, *ibid.*, vol.2, p.304, note 2.
- (11) S.J. Stein, *ibid.*, p.277. 専門の説では、一般に、同時の衡平法裁判所(大法官裁判所)の長官であった James Kent 裁判官が離婚したとき G.E. Howard, *ibid.*, vol.3, p.175. 不破勝、前掲書、一一六頁。
- (12) G.E. Howard, *ibid.*, vol.3, 175, note 3.

- (13) S.J. Stein, *ibid.*, p.278.
- (14) 6. St. Louis, *Law of Journal*, p.30 (1960).
- (15) G.E. Howard, *ibid.*, vol.3, p.175; S.J. Stein *ibid.*, p.278. 裁判所は、他の目的のために婚姻の成立を立証するに充份であるが、必ずしも1741年（実質的）と1764年（形式的）以後であれば有効とされたローレンス・ロー・マリッシュ、または儀式婚の成立・存在を確定するに充分であるか否かは不明確であるとする。その後、この事件におけるケント判事の見解を支持する者は少なくない。
- (16) S.J. Stein, *ibid.*, p.279; *Iowa Law Review* (75 Anonymous editorial note-1938. 3. の資料は、のちに Essays on Family Law, p.291. エドワード・ミルズ。しかし程変わらず精神不明である。)
- (17) Modern Reports (English Courts) vol.6, p.155.
- (18) 英本国による「1741年と1764年の影響」が挙げられるが、アメリカの各英国系植民地による影響が及んでいた。したがって、1741年の事件の影響によって起きたことは当然推測される。
- (19) Fenton による Milford 事件の両見解が、本来、個人的見解の反映であるから事実をめぐらしくはなじだるべ。しかし事件の両見解が、その判断要件を曖昧にしてしまった。
- (20) Dalrymple v. Dalrymple, Haggard's Consistory Reports vol.2, p.54; *English Reports*, 161, p.665 (1811). この事件が、頻繁に現れる・同一・属性の現在の状況や過去の状況と、現実に、常に連絡のあるものとして不充分である。しかし判断を出した著名な *Regina v. Millis* (10 Cl & Fin. 534; English Reports 8, p.534 [1843]) 裁判においては、裁判官達の間で懸念は譲り合われた。
- (21) W. Res. L. Rev. vol.14, p.724 (1963).
- (22) Hantz v. Sealey, 6 Binn. Rep., p.405 (Penn. 1814).
- (23) Londonderry v. Chester, 2 New Hampshire Rep., p.257 (1849).
- (24) Dumaresly v. Fishly, 3 A.K. Marshall, pp.368~377 (1821).
- (25) Hutchins v. Kimmel, 31 Mich. pp.126~135; 18 Am. Rep. pp.164~169 (1875).
- (26) Meister v. Moore, 96 U.S. pp.76~83; 24 L. Ed. p.826 (1878).

(27) 「……かような契約は何らの問題もなく、入植初期から今日に至るまで、わが国において下された判決からみて、コモン・ロー上の婚姻を構成する。」と判示している。

五 おわりに

「コモン・ロー・マリッジ」。法学者を除いて、あまり聞きなれない言葉であろう。これはどのような形式・実体をもつ婚姻制度であろうか。婚姻制度を研究課題の一つとしている私にとっては興味を惹かれる問題であった。婚姻制度に関する文献を検索しているうちに、まず、この形式の婚姻に目を惹かれた。コモン・ロー・マリッジは、一般に英法系諸国の婚姻の先行形態と思われているが、ヨーロッパ大陸諸国でもかなり広く行なわれていた婚姻形態であること、ローマ・カトリック教会と深く関わっていること、一概にコモン・ロー・マリッジというが、さらに諸形態があることなどが理解できよう。今回は、コモン・ロー・マリッジの歴史的側面に限定して検討してみた。本来、コモン・ロー・マリッジ成立の要件・効果といった点が重要であり（今回のなかでも若干触れているが）、これらは別の機会に検討してみたい。

このコモン・ロー・マリッジはいつ頃始まったのか定かではないが、一〇〇一一世紀には一応の形式はできていたといふことがわかつた。またローマ・カトリック教会は、昔からキリスト教徒は神の祝福を得て結婚すべきであり、男女両当事者はその婚姻の約束（契約）を同じ教会に所属する信者に公示しなければならないと主張してきた。同じ教会に所属する信者への公示ということは宗教上のファミリーを構成している者の承認を得る意味をも有しているのであろう。さらに、宗教が分派し、各宗派・教区教会がそれぞれに新婚姻形式を導入し、①教会婚、②婚姻予告あるいは婚姻許可状なしの秘密婚、③非形式婚あるいは合意婚というように、各地の婚姻習慣が多少なりとも異なってきたため、教区教会内はもちろんのこと、ローマ・カトリック教会（法王庁）でも一本化できなかつた。いずれにしても、一二世紀には、形式に依

らず祝福されない婚姻も、妾や自由に解消できる男女の結合などよりも良いと考えられていたため、ローマ・カトリック教会はそのような男女の結合を認めざるを得なかつた。そのための最低要件として、男女双方に、結婚するという現在の合意があれば足り、その後には何の宗教的儀式も牧師の出席も必要としないとされた。

他方、このような婚姻は、世俗の法ではどのように扱われてきたのであらうか。一二世紀頃、中世ヨーロッパでは、婚姻に関してその定義的なものはなかつたため、有効な婚姻が結ばれたかどうかは全くといってよいほど問われなかつた。したがつて、不貞も、重婚も、近親相姦も、世俗法からすれば犯罪ともされなかつた。そうなると、配偶者(特に妻)の寡婦産や子の相続権などの承認をめぐつて、その男女の結合が婚姻といえるかどうかが問題となつてくる。その場合、問題が生ずると教会裁判所に送付されそこで判断されるわけである。かくして、单なる「合意」を尊重する婚姻がその後ずっと続く結果となる。そして、ローマ・カトリック教会は、一五六三年のトレント公会議でその方針を変更し、今後は牧師あるいは宗教裁判官等の面前で、しかも二〜三人の証人の立会のもとに婚姻契約を結ぶのになければ、その男女の結びつきは無効であるとの決定をし宣告した。

世俗法、教会法、そして民衆の婚姻に対する考え方とがそれぞれ錯雜し、前出二種の婚姻形式が生まれたといえよう。しかし、英國に後年まで残つたコモン・ロー・マリッジも、時代の流れとともに変化を遂げてきた。「合意」があればよいということを特に意識して、いわば他目的の便宜のためにこの婚姻形式を用いるなどの乱用が目立ちはじめたし、ロー・カトリック教会側も再度介入しようという意識を示してきた。とりわけ世俗法の定め方如何によつては、関与しようとする教会の命運も決まるので、この点、教会は慎重な態度をとつてきた。

英法の影響を多分に受けているアメリカでは、入植後暫時、周囲の諸環境から教会のいう婚姻形式を履践することは物理的に困難であり、結局、英本国流コモン・ロー・マリッジが多く採り込まれた。独立戦争の結着後もこの風潮はあまり

変わらず、制定法ができても禁止されることはなかつた。しかし、英國におけると同じような法律上の問題が種々生じ、結局、制定法下の要件に従つて挙式することが要件として加えられた。そのため、マリッジ・ライセンスを行政府で発行してもらい（行政による関与）、その後に挙式する教会へ提示するという方式を採るところも多くみられる。婚姻は伝統的に宗教と深く関係しているために、アメリカ各州では、方式の統一化をあきらめている、フシもみられる。これに対し離婚法は、「神の合わせ給う者……」の精神を克服・超越できれば、容易に制定法を以て統一化しうる。アメリカ各州で統一州法が離婚について制定できる理由もその辺にあるようだ。この点、日本の婚姻は、世界的にも珍らしいほど単純化・簡素化・低廉化されている（経費の点では、現実的には疑問があるが）。「方式・形式」の点では、世界の最先端を行つていると思われる。

婚姻は、行政と宗教との間で揺れ動いており、両者のいづれが支配をするかによって、その「方式・形式」にも影響を及ぼすものであることが理解されよう。